

健康すいた 21（第 4 次）計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年（2025 年）5 月

吹田市

目次

業務及びプロポーザルに関する事項

1	業務の内容等	1
2	参加資格要件	1
3	提案募集スケジュール概要	2
4	提案募集の概要及び日程	2
(1)	名称	2
(2)	選定方法	2
(3)	発注者及び事務局	2
(4)	実施要領及び仕様書等の配布	3
(5)	参加表明書等の提出	3
(6)	質疑の受付及び回答	4
(7)	参加資格通知	4
(8)	提案辞退	4
(9)	提案書等の提出	4
(10)	提案の無効に関する事項	5
5	事業者の選定	6
(1)	審査方法及び留意事項	6
(2)	審査	6
(3)	審査の結果通知	7
6	契約について	7
7	その他	7

審査基準に関する事項

健康すいた21（第4次）策定支援業務公募型プロポーザル審査基準	9
---------------------------------	---

様式集

【様式1】参加表明書	10
【様式2】会社概要書	11
【様式3】類似契約実績書	13
【様式4】誓約書	14
【様式5】業務実施体制調書	16
【様式6】業務責任者実績書	17
【様式7】提案書	18
【様式8】質疑書	19
【様式9】参加辞退届	20

この「健康すいた2I（第4次）計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、吹田市（以下「本市」又は「発注者」という。）が健康すいた2I（第4次）の策定等に当たり、必要な支援業務を委託するため、受注する事業者の募集及び選定を行う上での手続等を定めるものです。

1 業務の内容等

項目	内容
業 務 名 称	健康すいた2I（第4次）計画策定支援業務（以下「本業務」という。）
業 務 内 容	健康すいた2I（第4次）計画策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照のこと。
履 行 期 間	契約締結日（令和7年（2025年）7月25日予定）から令和9年（2027年）3月31日まで
見積上限額	金8,915,000円（消費税及び地方消費税を含む。） （令和7年度：3,915,000円 令和8年度：5,000,000円） 上記の年度ごとの価格を超える提案は、失格とします。
契約保証金	吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）第113条第2項第2号の規定により、契約金額の100分の5以上とします。ただし、同規則第115条の規定に該当する場合は、免除することがあります。
支 払 条 件	令和8年（2026年）3月31日までに成果品の引渡しがなされた部分については、令和7年度（2025年度）の部分業務委託料として、提案金額を限度に支払う予定です。（事業者選定後に締結する契約書に従って支払います。）

2 参加資格要件

（1）本業務の公募型プロポーザル方式に参加を希望する者は、次に掲げる全ての条件を満たす者としてします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

イ 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。

ウ 吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

エ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

カ 参加表明書の提出時点で健康増進法に基づく健康増進計画の策定支援業務の完了実績があること。ただし、計画の策定支援全体の実績とし、アンケート調査や印刷など、業務の一部の実績は認めない。

キ 前記カの業務において、業務責任者として業務実績のある人員を、本業務に業務責任者として従事させること。

- (2) 参加者は、契約候補者決定までの間に、(1) アからオに定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

3 提案募集スケジュール概要

項番	手続等	期限等
1	実施要領等の公表 (募集開始)	令和7年5月26日(月)
2	実施要領等の配布	令和7年5月26日(月)～6月11日(水)
3	参加表明書等の受付	令和7年5月26日(月)～6月11日(水)【必着】
4	質疑書の提出	令和7年5月26日(月)～6月3日(火) 【午後5時30分必着】
5	質疑書の回答	令和7年6月6日(金)
6	参加資格通知	令和7年6月16日(月)
7	提案書類の提出	令和7年6月16日(月)～6月27日(金)【必着】
8	審査(書類、プレゼンテーション、ヒアリング)	令和7年7月9日(水) 予定
9	審査結果通知	令和7年7月17日(木) 予定
10	契約内容の調整	令和7年7月18日(金)～7月24日(木) 予定
11	契約締結	令和7年7月25日(金) 予定

4 提案募集の概要及び日程

(1) 名称

健康すいた21(第4次)計画策定支援業務に関する提案募集

(2) 選定方法

公募型プロポーザル方式

見積金額が見積上限額を超えないものについて、提出された提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングに対し評価を行います。

(3) 発注者及び事務局

ア 発注者

吹田市長 後藤 圭二

イ 事務局

吹田市 健康医療部 健康まちづくり室

所在地：〒564-0072 吹田市出口町19-3 吹田市保健所1階

電話：06-6384-2614(直通)

メールアドレス：ken_machi@city.suita.osaka.jp

(4) 実施要領及び仕様書等の配布

ア 配布期間

令和7年5月26日（月）から令和7年6月11日（水）まで

イ 配布方法

吹田市ホームページに掲載します。

吹田市ホームページ（「トップページ」→「産業・まちづくり・環境」→「入札・事業者募集・契約」→「プロポーザル案件情報」）からダウンロードしてください。

ウ 配布資料

（ア）本業務公募型プロポーザル実施要領

（イ）本業務仕様書

（ウ）本業務公募型プロポーザル審査基準

（エ）提出書類に係る様式

（オ）契約書（案）

(5) 参加表明書等の提出

ア 提出書類

（ア）参加表明書（様式1）

（イ）会社概要書（様式2）

（ウ）類似契約実績書（様式3）及び契約書の写し等の履行実績を証する書類

（エ）誓約書（様式4）

（オ）業務実施体制調書（様式5）

（カ）業務責任者実績書（様式6）

イ 提出期間

令和7年5月26日（月）から令和7年6月11日（水）まで

ウ 提出場所

前記（3）イ事務局を参照

エ 提出部数

各1部（ア提出書類の順番で、左上をホッチキス止めしてください。）

オ 提出方法

原則、郵送とします。（令和7年6月11日（水）必着。）

※書留等受取記録が残る方法で郵送してください。

※提出書類が不足している場合は、原則受付できません。

※やむを得ない理由がある場合には、持参による提出を認めますが、イの提出期間中の午前9時から午後5時30分（正午から午後0時45分までは除きます。）まで（土曜・日曜祝日は除きます。）とし、持参の際は事前に事務局まで電話連絡してください。

(6) 質疑の受付及び回答

ア 受付期間

令和7年5月26日（月）から令和7年6月3日（火）午後5時30分まで

イ 質疑方法

質疑書（様式8）に質疑事項を記入の上、電子メールで提出ください。

メールアドレス：ken_machi@city.suita.osaka.jp

※件名は「健康すいた21（第4次）計画策定支援業務に関する質疑（事業者名）」としてください。

※受信確認のため、送信後、市役所の業務時間内（午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までは除きます。）土曜・日曜祝日は除きます。）に、事務局に電話連絡を入れてください。

※電話・来訪等による質問には応じません。

ウ 質疑回答日及び方法

令和7年6月6日（金）に回答

吹田市ホームページ（「トップページ」→「産業・まちづくり・環境」→「入札・事業者募集・契約」→「プロポーザル案件情報」）に回答を掲載します。

(7) 参加資格通知

令和7年6月16日（月）に、次に掲げる事項を記載した参加資格審査結果を、電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行います。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格を有する旨及び提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由

(8) 提案辞退

参加表明書の提出後に参加辞退する場合は、すみやかに「参加辞退届」（様式9）に記載し、原則、郵送により提出してください。なお、辞退したことをもって、今後、本市が発注する委託業務等について、競争上の不利益となることはありません。

(9) 提案書等の提出

本業務仕様書等の内容を踏まえ、提案書等を作成し提出してください。

ア 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数	備考
(ア) 提案書【表紙】（様式7）	1部	—
(イ) 企画書（様式自由） <u>※5枚以内</u>	10部	(イ)から(エ)の順番で、左上をホッチキス止めのこと
(ウ) 見積書（様式自由）詳細はカを参照		
(エ) 工程計画表（様式自由）		

イ 提出期間

令和7年6月16日（月）から6月27日（金）まで

ウ 提出場所

前記（３）イ事務局を参照

エ 提出方法

原則、郵送とします。（令和７年６月27日（金）必着。）

※書留等受取記録が残る方法で郵送してください。

※提出書類が不足している場合は、原則受付できません。

※やむを得ない理由がある場合には、持参による提出を認めますが、イの提出期間中の午前９時から午後５時30分（正午から午後０時45分までは除きます。）まで（土曜・日曜祝日は除きます。）とし、持参の際は事前に事務局まで電話連絡してください。

オ 提案書等に関する留意事項

（ア）本業務仕様書等を熟読し、業務目的達成のため必要な事項を記載してください。

（イ）本業務公募型プロポーザル審査基準の「審査の視点」に留意して記載してください。

（ウ）企画提案した事項は、全て見積金額の範囲内で実施してください。

（エ）用紙の規格はA４判、両面印刷で、横書きとします。

（オ）文字サイズは、11ポイント以上とします。

（カ）使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

（キ）提出書類のうち、提案書以外の全ての書類の右上には、必ず参加者番号（参加資格通知の際にお知らせします。）を入れ、適宜ページ番号を振り、左上をホッチキス止めとします。

（ク）提出書類への鉛筆書き及び容易に消去することができる文具による記載は認めません。

（ケ）提出書類には、会社名、ロゴマーク等、提案事業者が誰であるか分かる表示は一切しないでください。

（コ）提出書類の差し替えは認めません。

（サ）提出書類の返却はしません。

カ 見積書に関する留意事項

（ア）各年度で実施する業務の積算内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載してください。

（イ）見積上限額は、前記「１ 業務の内容等」の見積上限額のとおりとします。

（10）提案の無効に関する事項

次の事項に１つでも該当するときは、その者の提案は無効とします。

ア 契約候補者の選定時点において、前記「２ 参加資格要件」に掲げる資格のない者が提案したとき。

イ 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき。

ウ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。

エ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又は、なした者が提案したとき。

- オ プロポーザル選定委員に対して直接、間接を問わず故意に接触を求めたとき。
- カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき。
- キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- ク 応募提案書類に虚偽の記載を行ったとき。
- ケ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行う、又は指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

5 事業者の選定

「健康すいた21（第4次）計画策定支援業務プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）において、審査（書類、プレゼンテーション、ヒアリング）を行います。

「健康すいた21（第4次）計画策定支援業務公募型プロポーザル審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、委員会において、最優秀提案事業者と次点者を契約候補者として選定します。なお、応募が1者の場合でも審査し、適否を判断します。応募が1者もない場合は、本プロポーザルは取りやめとします。

（1）審査方法及び留意事項

- ア 提案内容について、書類、プレゼンテーション、ヒアリングによる審査を行います。
- イ 審査において、各委員による評価点の平均点が、配点合計の6割に満たない場合は失格とします。また、審査基準に示す項目のうち、「提案内容に関する事項」と「実施体制及び工程に関する事項」について、過半数の委員が同じ審査の視点で最低評価を付けた場合は失格とします。
- ウ 各委員の評価点による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、最優秀提案事業者及び次点者を決定します。1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定します。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定します。いずれの方法でも決定できない場合は、委員会による合議又は多数決により決定します。
- エ 評価、採点に関する異議は受け付けません。
- オ 審査項目及び配点等は、審査基準のとおりです。

（2）審査

提案に対する説明を受けるため、参加有資格者に対し、提案書等の内容に基づくプレゼンテーション・ヒアリングを次のとおり実施します。

ア 実施予定日

令和7年7月9日（水）（予定）

※実施場所及び実施時間等は、個別に連絡します。

※参加できない者は失格とします。

イ 時間配分（予定）

プレゼンテーション、ヒアリングそれぞれ15分以内（合計30分以内）とします。

ウ その他

（ア）必ず、本業務に業務責任者として従事する者がプレゼンテーション及びヒアリングの対応を行ってください。

（イ）パワーポイントの利用は可とします。追加の資料配付は認めません。

（ウ）パソコンの機材は提案者側で用意してください。本市では机、椅子、OAタップ、スクリーン、プロジェクターを用意します。

（エ）プレゼンテーションの出席は3名までとします。

（オ）法人名や会社名を特定できるようなもの（バッジ等）を身につけないでください。

（カ）審査基準の「審査の視点」に留意してプレゼンテーションを実施してください。

（キ）原則、対面形式による審査を行います。実施形式をオンラインに変更して審査を実施する場合があります。

（３）審査の結果通知

令和7年7月17日（木）（予定）に電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行います。また、審査結果は、吹田市ホームページ上でも公表します。選定結果の問い合わせは一切応じません。ただし、契約候補者として決定されなかった提案事業者は、その理由について、通知日の翌日から起算して7日以内に、電子メールにより事務局に説明を求めることができます。

6 契約について

（１）最優秀提案事業者と本業務の契約締結交渉を行うものとします。選定された提案書の記載事項及びプレゼンテーション時の説明事項は、原則として、契約時に業務委託仕様として採用することを想定しています。

（２）最優秀提案事業者が契約締結までに、参加資格要件に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合や、事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、次点者と契約締結の交渉を行うものとします。

（３）契約保証金は、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）第113条第2項第2号の規定により、契約金額の100分の5以上とします。ただし、同規則第115条の規定に該当する場合は、免除することがあります。

7 その他

（１）提案事業者は、契約候補者決定後において、実施要領等の内容に不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。

（２）提案募集に参加するために必要な費用は、提案事業者の負担とします。

（３）提出書類に虚偽の記載をした場合は、吹田市指名停止措置要領に基づき指名停止等の措置の対象となる場合があります。

（４）提出書類の著作権は、提案事業者に帰属します。ただし、本市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案事業者の承諾を得ずに、提出書類

の内容を無償で利用できるものとします。提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、吹田市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。

健康すいた 21（第 4 次）計画策定支援業務
公募型プロポーザル審査基準

審査項目	審査の視点	配点	
業務実績に関する事項	健康増進計画策定支援業務実績を有しているか。 ※調査業務のみはカウントしません。参加表明書の提出時点で健康増進計画策定支援業務実績が無い場合は失格となります。 ※業務実績が 1 件以上：1 点、人口 20 万人以上の自治体かつ令和 2 年度以降の業務実績が 1 件：4 点、人口 20 万人以上の自治体かつ令和 2 年度以降の業務実績が 2 件以上：7 点。	10	7
	「食育推進計画」、「歯と口腔の健康づくりに係る計画」の策定支援業務実績を有しているか。 ※調査業務のみはカウントしません。 ※人口 20 万人以上の自治体又は令和 2 年度以降の業務実績が 1 件：2 点、人口 20 万人以上の自治体又は令和 2 年度以降の業務実績が 2 件以上：3 点。		3
提案内容に関する事項	①社会情勢を踏まえ、本市の現状及び課題を的確に理解した上での提案がなされているか。	65	15
	②健都、くらしにとけこむ健康づくり、ICT を活用した健康づくり等本市が重視する視点を踏まえた提案がなされているか。		15
	③ライフコースアプローチの視点に基づいた提案がなされているか。		15
	④アンケート調査の目的に即した調査項目や、回収率向上に適した調査方法の提案がなされているか。		10
	⑤計画の進捗管理や成果の評価方法について、具体的な提案がなされているか。		10
実施体制及び工程に関する事項	①本業務を迅速に遂行し得る体制を整えているか。	15	5
	②担当者の本業務に関する経験及び実績は十分か。		5
	③具体的かつ実現可能な工程となっているか。		5
価格に関する事項	・見積上限金額以下とすること。 ・配点×（全提案事業者中最低見積金額）/（当該提案事業者見積金額）※小数点第 1 位を四捨五入	10	10
合計		100	

【様式Ⅰ】

令和7年 月 日
(2025年)

吹田市長 宛

所在地
名 称
代表者

印

参 加 表 明 書

健康すいた21（第4次）計画策定支援業務の公募型プロポーザルへの参加を表明します。なお、添付書類の内容については真実と相違ないこと及び実施要領に示す参加資格要件の全てを有することを誓約します。

記

Ⅰ 添付書類

- （１）会社概要書（様式２）
- （２）類似契約実績書（様式３）及び契約書の写し等の履行実績を証する書類
- （３）誓約書（様式４）
- （４）業務実施体制調書（様式５）
- （５）業務責任者実績書（様式６）

【様式2】

会社概要書

1 本社本店

会 社 名	フリガナ
代 表 者 名 (職・氏名)	フリガナ
所 在 地	〒
業 務 内 容	
設 立 年 月 日	
資 本 金	
ホームページ URL	

2 業務実施支社、支店、営業所

※本社本店が業務実施の場合は、所在地欄にのみ「全て同上」と記載してください。

会 社 名	フリガナ
代 表 者 名 (職・氏名)	フリガナ
所 在 地	〒

3 従業員数

※本社本店が業務実施の場合は、業務実施支社、支店、営業所欄は記載不要です。

区 分	技術系	事務系	合計
本社本店	人	人	人
業務実施支社、支店、営業所	人	人	人

4 担当者

所 属	
氏 名	
役 職	
電 話 番 号	
FAX 番号	
メールアドレス	

【様式3】

類似契約実績書

法人名称 _____

1	発注自治体名			
	契約件名			
	発注自治体の現在の人口規模		契 約 金 額	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～ 年 月 日		
2	発注自治体名			
	契約件名			
	発注自治体の現在の人口規模		契 約 金 額	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～ 年 月 日		
3	発注自治体名			
	契約件名			
	発注自治体の現在の人口規模		契 約 金 額	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～ 年 月 日		
4	発注自治体名			
	契約件名			
	発注自治体の現在の人口規模		契 約 金 額	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～ 年 月 日		
5	発注自治体名			
	契約件名			
	発注自治体の現在の人口規模		契 約 金 額	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～ 年 月 日		

※契約書の写し等の履行実績を証する書類を添付してください。なお、写しは、契約件名、契約金額、契約当事者が表記されている部分で結構です。

※健康増進計画策定支援の完了実績を記載してください。アンケート調査や印刷など、業務の一部の実績は該当しません。（人口20万人以上の自治体かつ令和2年度以降の業務実績件数により配点があります。詳細は審査基準のとおりです。）

※人口20万人以上の自治体又は令和2年度以降の「食育推進計画」、「歯と口腔の健康づくりに係る計画」の策定支援の完了実績を記載してください。調査業務のみは対象外です。

※記入欄が不足する場合は、適宜、拡大又は追加してください。

【様式 4】

誓 約 書

私は、吹田市が吹田市暴力団の排除等に関する条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 1 私は、吹田市の公共工事等を受注するに際して、吹田市暴力団の排除等に関する条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、本誓約書 1 の該当の有無を確認するため、吹田市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が吹田市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書 1 に該当する事業者であると吹田市が大阪府警察本部から通報を受け、又は吹田市の調査により判明した場合は、吹田市が吹田市暴力団の排除等に関する条例及び吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づき、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が吹田市暴力団の排除等に関する条例第 7 条第 1 項に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額 5 0 0 万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を吹田市に提出します。
- 6 私の使用する下請負人等が、本誓約書 1 に該当する事業者であると吹田市が大阪府警察本部から通報を受け、又は吹田市の調査により判明し、吹田市から下請契約等の解除又は 2 次以降の下請負に係る契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

吹 田 市 長 宛

令和 年 月 日

・所在地

・事業者名

・代表者名

㊞

(契約締結時に押印する代表者印と同じ)

・代表者の生年月日

年 月 日

【参 考】

吹田市暴力団の排除等に関する条例（抜粋）

- （公共工事等及び売払い等における暴力団の排除等）
- 第7条 市は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等及び売払い等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）及び次に掲げる者（以下「下請負人等」という。）となることを認めないものとする。
- (1) 下請負人（公共工事等に係る全ての請負人及び受託者（契約相手方を除く。）をいい、第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）
- (2) 契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）
- 2 何人も、公共工事等及び売払い等に関し、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は暴力的不当要求行為（法第9条第23号から第27号までに掲げる行為に限る。）（以下「不当介入」という。）をしてはならない。
- （公共工事等及び売払い等における暴力団の排除等に関する措置）
- 第8条 実施機関は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
- (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該者の公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を取り消すこと。
- (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること。
- (4) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を公共工事等及び売払い等の契約相手方としないこと。
- (5) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該契約を解除すること。
- (6) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方がその求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること。
- (7) 不当介入があった場合には、警察官への通報その他の吹田市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成20年吹田市条例第23号）第3章の規定の例により対応すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等における暴力団の排除等を図るために必要な措置
- 2 実施機関は、前項各号（第3号及び第7号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、入札の参加者、契約相手方又は下請負人等に対し、これらの者が暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出又は必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 実施機関は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めたときは、その旨を公表することができる。
- 4 契約相手方及び下請負人等は、公共工事等及び売払い等の契約の履行に当たって不当介入を受けたときは、速やかに市に報告しなければならない。

大阪府暴力団排除条例施行規則（抜粋）

- （暴力団密接関係者）
- 第3条 条例第2条第4号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。
- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
- ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
- イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
- ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
- エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第2条第5号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

【様式 5】

業務実施体制調書

役 割	氏名・役職	実務経験年数・資格	担当する 業務内容	現在の手持ち 業務件数
業務責任者	氏名 役職	実務経験年数 年 資格 ・ ・ ・ ・		
業務担当者 A	氏名 役職	実務経験年数 年 資格 ・ ・ ・ ・		
業務担当者 B	氏名 役職	実務経験年数 年 資格 ・ ・ ・ ・		
業務担当者 C	氏名 役職	実務経験年数 年 資格 ・ ・ ・ ・		
業務担当者 D	氏名 役職	実務経験年数 年 資格 ・ ・ ・ ・		

※ 配置を予定している者全員について記入してください。

※ 記入欄が不足する場合は、適宜、拡大又は追加してください。

【様式6】

業 務 責 任 者 実 績 書

法人名

業務責任者氏名

1	発注自治体名	
	契約件名	
	発注自治体の現在の人口規模	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～ 年 月 日
2	発注自治体名	
	契約件名	
	発注自治体の現在の人口規模	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～ 年 月 日
3	発注自治体名	
	契約件名	
	発注自治体の現在の人口規模	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～ 年 月 日
4	発注自治体名	
	契約件名	
	発注自治体の現在の人口規模	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～ 年 月 日
5	発注自治体名	
	契約件名	
	発注自治体の現在の人口規模	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～ 年 月 日

※実績欄は、適宜、拡大又は追加してください。

【様式 7】

令和 7 年 月 日
(2025年)

吹田市長 宛

参加者番号
所在地
名 称
代表者

提 案 書

令和 年 月 日付、7吹健健第 号で通知がありました「健康すいた2I（第4次）計画策定支援業務」のプロポーザルに係る提案書について、下記の書類を添えて提出します。

記

- 1 契約件名
健康すいた2I（第4次）計画策定支援業務
- 2 添付書類
 - (1) 企画書（5枚以内）
 - (2) 見積書及び年度別内訳書
 - (3) 工程計画表

3 担当者

所 属	
氏 名	フリガナ
役 職	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	

【様式 8】

令和 7 年 月 日
(2025 年)

吹田市長 宛

質 疑 書

健康すいた 2I（第 4 次）計画策定支援業務に関する提案募集に関し、以下の事項について質問します。

法人名

代表者氏名

所在地

担当者氏名

電話番号

FAX 番号

メールアドレス

質疑項目	質 疑 内 容

※質問欄は、適宜、拡大又は追加してください。ただし、質問は簡潔にお願いします。

※回答書には原文のまま掲載しますので、誤字、脱字に注意してください。

受付期間：令和 7 年（2025 年）5 月 26 日（月）から 6 月 3 日（火）午後 5 時 30 分まで

提 出 先：吹田市健康医療部健康まちづくり室

メールアドレス：ken_machi@city.suita.osaka.jp

【様式 9】

令和 7 年 月 日
(2025 年)

吹田市長 宛

所在地
名 称
代表者

印

参 加 辞 退 届

健康すいた 2I（第 4 次）計画策定支援業務の公募型プロポーザルについて提案参加表明をいたしましたが、都合により参加を辞退します。